

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月27日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（基準日前 1 箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第 2 条 県職員給与条例第17条第 1 項後段及び学校職員給与条例第20条第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第 7 号）第 2 条の規定の適用を受ける職員</u></p> <p>エ・オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第 6 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合（第 5 号から第 9 号までに掲げる者にあつては、人事交流等により引き続いて県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第 1 項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) 略</p>	<p>（基準日前 1 箇月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）</p> <p>第 2 条 県職員給与条例第17条第 1 項後段及び学校職員給与条例第20条第 1 項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者となった者</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年佐賀県条例第 7 号）第 2 条の規定の適用を受ける職員</u></p> <p>エ・オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第 6 条 基準日以前 6 箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合（第 5 号から第 9 号までに掲げる者にあつては、人事交流等により引き続いて県職員給与条例又は学校職員給与条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第 1 項の在職期間に算入する。</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) 佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第2条の規定の適用を受けていた職員</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 国家公務員(非常勤の者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。))を除き、<u>特定独立行政法人</u>(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>をいう。)の職員にあっては、人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>(6)~(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の165</u>(県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>100分の205</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の75</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の95</u>)</p>	<p>(2) 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例第2条の規定の適用を受けていた職員</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 国家公務員(非常勤の者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるもの及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。))を除き、<u>行政執行法人</u>(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>をいう。)の職員にあっては、人事委員会の定める者に限る。)</p> <p>(6)~(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第12条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の150</u>(県職員給与条例第17条第2項及び学校職員給与条例第20条第2項に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。))にあっては、<u>100分の190</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の70</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の90</u>)</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。